

成績評価基準およびGPA（グレード・ポイント・アベレージ）運用に関する規程

令和2年4月1日施行

（成績評価の基準）

- 第1条 すべての授業科目の成績評価の項目・方法等については、試験規程の定めるところによる。
- 2 科目ごとの成績評価についてはシラバスで定めることとする。
 - 3 単位修得をするためには所定の回数を出席しなければならない。
 - 4 前期・後期それぞれの期間における欠席時間数とその科目の「所定授業時間数」の3分の1を超える者は評価対象にならない。

（成績評価の基準に対する成績評価およびグレード・ポイント）

第2条 成績評価の基準に対する成績評価およびグレード・ポイント（以下、「GPA」という）は、次の通りとする。

成績評価	成績点(100点法)	GPA評価点(ポイント)	学内表記	成績評価内容	備考
S	90-100	4.0	S	到達目標を十分に達成し非常に優れた成果を修めている	
A	80-89	3.0	A	到達目標を十分に達成している	
B	70-79	2.0	B	到達目標を達成している	
C	60-69	1.0	C	到達目標を最低限達成している	
F	59以下	0.0	不可	到達目標を達成していない	再試験可能
F	出席不良	0.0	不合格	出席不足(1/3以上欠席)	600不合格確定
W	未受験	0.0	試験欠席	試験欠席	700追試験可能
R	単位認定	なし	認定	単位認定した科目の評価は入らない	500認定

- 2 単位認定は、「単位認定・付与に関する細則」に基づき本学の単位として認定した場合とする。
- 3 学生の成績通知は学内表記とする。成績発表や追再試験の運営上、表記内容を明確化する。
（不可（再試が可能）、不合格（確定）、試験欠席（追試可能））
- 4 成績証明書はS, A, B, C, Rで表記される（100点法の説明を付記する）。

（GPAの算出期間）

第3条 GPAは、在学中の学期および年度ごとに算出を行うものとする。

（GPAの算出方法）

第4条 GPAの算出方法は、次の通りとする。

$$\text{GPA} = \frac{4.0 \times \text{Sの単位数} + 3.0 \times \text{Aの単位数} + 2.0 \times \text{Bの単位数} + 1.0 \times \text{Cの単位数}}{\text{総履修登録単位数}}$$

- 2 認定科目は算出しない。
- 3 総履修登録単位数には、不合格科目（F）を再履修し合格評価となった場合および再履修の結果、不合格（F）となった場合は、再履修前のF評価は算入する。
- 4 学期および年度でGPAの算出において、総履修登録単位数に当該期間の不合格科目（F評価）を算入する。
- 5 履修取消は、算出しない。
- 6 GPAは小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの数値で算出する。

（GPAの用途）

第5条 GPAは、履修計画、学習指導、奨学金、表彰、推薦、および代表者の選定等に必要な場合

に利用する。

(GPAによる退学勧告)

第6条 1年次修了時に「GPA 1.0以下」の学生で、指導の結果、改善が見られない場合は、退学勧告をする。

(新GPA適用)

第7条 本規程は令和2年度入学者から適用する。

第8条 この規程の改廃は教授会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。